

## 資料 2

### 愛西市学校給食運営委員会について

#### ○条例

愛西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第76号）

##### （運営委員会）

第5条 基幹学校給食センターには、愛西市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は14人以内とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 運営委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第40号）の定めるところによる。

##### （委嘱）

第6条 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

#### ○要綱

愛西市学校給食運営委員会設置要綱（令和3年教育委員会告示6号）

##### （所掌事項）

第2条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- （1）学校給食の運営及び事業計画に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、重要な事項。

##### （組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

##### （委員）

第4条 この委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- （1）小中学校長代表 4人
  - （2）小中学校PTA会長代表 4人
  - （3）学識経験者 若干名
- 2 委員会の委員の任期は1年とする。
- 3 委員に欠員が生じたときは必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を主宰する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。